

静岡県監査委員告示第21号

令和6年5月30日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和6年8月9日

静岡県監査委員 渡邊 芳文
静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1253-7 熊井 正徳

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年5月23日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

住民監査請求書	
静岡県知事 又は県職員 措置請求書	
地方自治法第242条①（住民監査請求）及び④⑨に従い請求人に通知と公表をする監査請求の行使を御願います。	
請求人	元県知事川勝平太及び別紙提出連盟指定静岡県職員 a・b・c・d・e・f・g・h等連判各人
請求者	本人 熊井 正徳
請求の要旨	
1	だれが 請求の対象 元県知事川勝平太及び上記県職員 a・b・c・d・e・f・g・h等県職員
2	いつどのような財務会計に関する行為を行ったのか・又どのような行為を怠っているのか。 説明が前後します、別紙証明「A」に有る様に1253-72の土地の乙登記を長い間登記をしないままに放置「土地所在不明」の状態であったこの事は甲登記簿1253-7の国有地に寄附317㎡と静岡県に寄附201㎡＝518㎡こう記載した土地家屋調査士のiが他人の土地に悪意をもって合算数値を記載したのが原因であり当然気付き登記申請する行為を怠った。 （「静岡県土地所在不明」）を熊井に対して所有権売買で取得した土地に〔架空借地債権〕を

設定して仮執行訴訟を裁判所に提出した。

違法な不当脅迫と借地契約強要強制押しかけで建物収去土地明渡せの行政行為強行を今も続行し続けているこの撤回はどの方法で終結させるのか決めてもらいたい。D区201㎡を乙登記することで所在不明の土地が登記欠落判明する。

行政側の誤りで幾多の裁判をしてきた16年雑多な裁判を継続して、犯罪の刑事時効が決着するまで今も最高裁・高裁継続している。それなりの調査をして照合して財務上の損失補償と公開広告謝罪の名誉回復を指名相手先に通知知ら占めるように信頼回復を願います。

- 3 1253-7：甲・登記簿・表題部518㎡ではなく317／201私も静岡銀行も司法書士も知ってか知切かi土地家屋調査士に翻弄されてしまった。過去に古くはjの教唆指示でもあるが親戚とはいえ他人の土地であるのに不動産登記法第123及び民法第117条に違反するしかも錯誤の詐欺手法、民法163条を地籍測量細分分割iの違法登記の繰り返す手法で行う民法第162条に気づかない年月での土地のマネーロンダリング手法で偽装転売する。jが当地東伊豆町町長であったその前後公金も私有財産も搾取し続けたと言う事で翻弄された甲登記分筆数値と乙登記の数値が違い判別できる不動産登記法第123条では当然ながら甲分筆表題部数値と分筆後の乙登記表題部数値は同数の地籍数でなければならない。二、しかも甲表題部に詐欺の錯誤手法が使われている悪意の疑義ある。東伊豆町の焼却場改修、熱川桜山造成整備公共事業の受託収賄で賄賂を受け懲役2年実刑を受けたそれ以前からずーと私有地も奪取していたと言う事になる。今尚知切借地契約もなく相続も時効も無い。

その行為又は怠る事実はどうような理由で違法不当なのか。

欠落土地・D区・1253-72「静岡県所有地」の登記を怠り不存在と見せかけ作為の為か静岡県と熊井が度重なる裁判の間に不動産土地所有者不明土地として新たな反ぐれ背後の不動産業者を呼び込んだ。不動産業者沼津平成建設不動産部が他人の土地承知で転売介入した。不法無断借地でガソリン・スタンド熱川日石〔小売〕j・東伊豆町元町長と土地家屋調査士iが結託偽地番を二重登記して1253-7一筆地を甲登記簿表題部③偽装の1番目。160㎡を記載この分筆は静岡県への寄附二件の内の一件であるが分筆甲は160として記載「乙登記」は40㎡になっており故意の悪意ある混乱の為にの登記の先方である。偽装甲登記簿表題部③地籍1402 ③錯誤とある、錯誤とは「間違え」で記載したの意味で、取り消しである。これが偽装詐欺の次方「2番手」手法である。

「3番手」中堅③地籍191㎡を記載この分筆（甲登記簿）は1253-91、1253-92 ③とある。乙登記簿は下田土木事務所所長kと熱川バナナワニ園園長l・同社取締役m〔事実上の実際執行者〕らが集団合議して、乙登記簿には1253-92地籍が1004㎡そして所有者熱川日石とある、借地貸借契約書は無いから民法第163条も成立しない。所有権権利所及び不動産登記法による不動産登記識別情報も無い無権利者である。j社長は小売業者でイデン興業は石油元売卸業者である。熱川日石倒産に際し双方は共同債務者である。後の登記記述にイデン興業が熱川日石より代物弁済で、他人の不法無権利土地の一部に別番地偽装表記した。三、その1253-92、1004㎡を粉飾決算で平成建設の不動産部仲介でイデン興業売り手・買い手が東京両国本社がある熱川リゾー

ト・SPA〔社名グリーンウッド〕が1100万円で土地を架空売買した。もう一方の1253-91は所有者jとあるが、先に述べた様に他人の土地の違法占拠者である。土地地番を1253-7と頭初は知切していたが後から現在の土地地番を1253-91とし熱川日石の地番は1253-13「会社所在地」銀行取引地番であり建物j名義〔建物保護法登記〕現在1253-7の6となっている。結果結論は1253-91番地の土地に1253-7の6に建物があり権利部「乙区」所有権以外の権利に関する事項での住宅資金借り入れ先〔抵当権地番は1253-13〕この1253-13は1253-52〔国有地国道135号線〕の右・東側の地番である。この様に

「4番手」副将・その結果静岡県にどのような損害が生じているか。

D区 欠落していた未登記県有地・土地の登記 1253-72 201㎡×10万円（仮1㎡）＝2010万円が記載漏れ＝未登記の損害がある。

「5番手」大将・どのような措置を請求するのか。

1253-72県有地に登記所へ登記申請する事及び登記官職権で違法行為者jの違法不当行為の書類上の全面排除修正後送達。

〔6番手〕法務局下田支局及び東京霞が関法務局官房長と調査室には報告願書を提出してある。違法不当行為刑事事項は失効が発生しないよう最高裁・東高裁・に切れ目無く継続審査申請をしている。在職後でも違法行為発覚した場合退職金制度判例に従い停止できる。

- （注） 1 基本的には、措置請求書原文に即して記載したが、一部、令和6年6月13日に提出があった補正書により修正を行っている。
- 2 a、b、c、d、e、f、g、h、i、j、k、l及びmは原文では実名で記載されている。
- 3 事実を証する書面として登記事項証明書、地積測量図、分筆経緯表、道路管理区域確認図等が添付されている。（内容は省略）

3 請求の補正

令和6年6月5日付けで、請求人に対して、監査対象となる土地の特定、違法又は不当とする理由、事実証明書について補正を求めたところ、令和6年6月13日に次のとおり請求人から補正書及び証拠書類の提出があった。

静岡県代表監査委員 様

1 補正事項

- （1）「D区は」1253-7からの分筆〔寄附〕3-1③地籍2行目①D201（昭和51年6月21日）a氏です。

土地家屋調査士・bが悪意を持って職権乱用第二送付書類I(1)▲1-B・及び▲1-A＝1253-52（国有地国道135号線道路）・I(1)▲1-A図面中央 林林林－黒い林立1253-72・Dここが1253-72の登記不在争点の土地。

(2) 2の5行目「静岡県に寄附 201 m²」静岡県に寄附は▲2-A図面中央の左■枠内：昭和 51 年 6 月 21 日 a。②は旧建設省現在国土交通省で 1253-7 分筆「甲登記簿」と「乙登記簿」不動産登記法第 123 条道理・甲・乙共に 317 m²である、民法第 177 条不動産物件の特異、変更の対抗要件は登記である。

(3) 2の2行目〔別紙証明・A〕＝▲2-A・・地積測量図「別紙証明・A」＝1253-7（甲登記簿）登記簿、現行更正前「②」1 (3) 2の2行目 別紙「A」・・登記簿 表題部更正指示願 ▲3-1・▲3-2・昭和 51 年 6 月 21 日＝201 m²を静岡県 県有地は 201 m²で地番は 1253-72 とする。「1253-7①」

(4) 2の12行目及び13行目 「D区 201 m²」を甲登記の表題部 ③ 地籍 m²に記載更正し、分筆後の昭和 51 年「乙登記」登記申告漏れを正しく直す。

▲3-1の 519 m²を (国が 317 m²で県が 201 m²と更正する事で a 氏からの正式な寄附が今頃になって甦る)

県の 1253-89 は平成 1 年 8 月 9 日「c 氏寄附」した。1253-89 の地籍図には〔登録 No. 014650 : 014649①160 m²と②40 m²の記載はあるが「乙登記簿には 40 m²」の登記しかない。

(4) 明らかに変です。所在不明の土地が登記欠落判明により 1253-7 と 1253-73 の間のひいらぎ？大木林立の林の存在が解らなかった。つる草と雑草雑木林で危険な急傾斜地で境界標識が長い事解らなかった。意を決してつる草木の伸びた根を刈り取り切断排除した、1日1メートル3日で3メートル地面を切り裂き掘った、その結果、地積境界標識 10×5センチメートル出てきて始めて不明不在の土地の存在を認識できた。

大木が直列にならび立つ直前に行くとその存在に自分自身が飲み込まれて見えなくなる、大きすぎて更地の土地との感覚の違いがあまりに有りすぎて実体が理解不能でその存在に気がつかなかった。この林立大木の林の部分の土地は誰の物なのか解らなかったと言う事で有ります。〔解消終結していない〕静岡県には損害が生じていないのか？と、問われたら、何と答えていいのか、解せ無い。終結を望んでいます。平成不動産部、今、ファミリー転々売放置？。

(注) 1 補正書原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として登記事項証明書、地積測量図等が添付されている。(内容は省略)

4 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、令和6年6月20日に受理することを決定し

た。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書及び補正書の記載や請求人の陳述から、請求人は「県が寄付を受けた土地について、登記をせず放置している。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「財産の管理を怠る事実」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県交通基盤部道路局道路保全課

静岡県交通基盤部下田土木事務所

3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年7月5日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述日当日に、平成25年2月27日付けの訴状（土中の私物水管撤去の訴）等の資料（内容は省略）を提出した。

陳述では、「措置請求書」及び「補正書」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

（意見等）

- ・ D区と設定している区域が県に寄付されて県有地になっている。本来なら県の土地であるべきなのに登記をしていないので、その分だけ県に損害を与えている。
- ・ D区と設定している区域が地積測量図にないから、自宅の建物が道路に出ているということになっている。D区と設定している区域を県が登記して明確にしてほしい。
- ・ D区と設定している区域が静岡県に寄付された証拠は、私が518㎡と記載した地積測量図である。うち317㎡は建設省に寄付されて登記されたが、201㎡は登記されていない。
- ・ フェンスの南側に木があり、さらにその南側にあるコンクリート吹き付け部分が国の土地である1253番73である。
- ・ 地積境界標識は写真を撮ってある。
- ・ 配布した平成25年2月27日付けの訴状に記載してあるとおり自宅の敷地に水管を埋められたことがある。

また、陳述後に次のような追加資料等の提出があった。

令和6年7月5日の聴聞会最終確認要請に回答いたします。

1253-52：1253-54：国道・そのバイパスの熱川大橋写真の右・西側方向にある丸い大きな熱川入

り口電装看板裏面手前、下、右赤い白テープ三本線のポールとブロック二個ななめで一個横倒し手前のブロックがFです。Gの南側フェンスまで約1メートル程・G---Eまで合計幅が4メートルほどです。「Gダッシュ」=Eです。

以前確認した標識が（3日で3メートルつる草除去）を7日朝8時から昼12時までつる草と草木泥の除去をして探しましたが在りません、標識が有るはずの場所に有りません。そればかりか吹きつけコンクリートの先端で多少凸凹のはずが除去した穴状の一角一面に左官小手を均した様に平らです。後から平たく均してコンクリートを打った其の物の様相で静岡県的大型境界標識〔少し溶けて朽ちた〕10×20 cmが有った場所に見当たりません。短鉄くい頭黄色キャップ〔目印①〕と長単管〔1メートル〕の鉄くい「目印②」ひも付き木の棒「目印③」は現場にそのまま在りました。L字？V字のようなG地点とF地点〔道路看板移動〕と標識剥がしブロック損壊、私有地内側溝ここまでやるかの感じがします。道路の一部を掘っくり返し重機でわずか1.5メートル南に移動した大型電装丸看板と配線直しと重機使用料「脅迫」にいとめ無い金使いの有様、形振りかまわずの所有権権利者自発放棄排除。警察は民事不介入ですし、検察庁検事とは現役武道連師で来る者拒まず対峙して挑む労働基準監督官のような〔人生意気に感ず〕調査挑戦者と思っていたが違いました。司法も裁判所法で特に地方行政が全に先行権がある国益プロジェクトさえ1人で妨害できた。鉦物資源が無い未来を見た時すでに手遅れの様で、ジェット機と自動車を減らす方法高速移動特許しかない。

（注） 1 追加資料原文に即して記載した。

2 事実を証する書面として写真、地積測量図等が添付されている。（内容は省略）

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関である交通基盤部道路局道路保全課及び下田土木事務所からは、令和6年6月25日付けで次の意見書が提出された。

静岡県知事に対する措置請求に対する意見書

1 道路区域の意義

（1）道路の区域

「道路区域」とは、道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される平面的区域をいい、道路法の規定は、原則としてこの部分の上下の空間に適用される。

（2）道路区域決定とその効果

道路の区域は、道路管理者の行う「区域決定」という行政行為により定まる（道路法第18条1項）

この区域の決定により、道路法の適用範囲が明確となる点で、道路管理上最も重要な行為といえる。すなわち、「区域決定」は、道路の範囲を確定する行政上の確認行為であって、これ

により定まる道路の敷地等について供用の開始がなされた後は私権の制限が働くことになる。

2 道路区域の決定の手続

(1) 道路区域の決定時期

道路管理者は、路線が指定され又は路線の認定、変更が公示された場合においては遅滞なく道路の区域を決定しなければならない。(道路法第 18 条 1 項)

(2) 区域決定の告示

道路管理者は、道路の区域を決定した場合においては、すみやかに、国土交通省の定めるところによりこれを公示しなければならない。(道路法第 18 条 1 項)

3 供用開始

「供用開始」とは、道路管理者が路線の指定又は認定及び区域決定という手続を経て、外形上も公共の用に供し得る状態となった道路を、一般交通の用に供する旨意思表示する行政行為である。

4 熱川片瀬線の経緯

当該路線については、上述のとおり道路法の規定に基づいて、賀茂郡東伊豆町奈良本字下松葉 1253 番の 54 から賀茂郡東伊豆町片瀬 580 番の 1 まで 昭 36. 6. 6 (第 298 号) に区域決定し、昭 36. 6. 6 (第 299 号) に適正に供用開始している。

5 賀茂郡東伊豆町奈良本 1253-72 が未登記等という主張について

当該土地は、県有地でなく道路区域にも入っていない。登記簿によると地番は 1253 番 92 で、所有者は株式会社ジールワールドワイドとなっている。

なお、下田土木事務所に保管してある寄付申込顛末簿(昭和 47 年～)を確認したが、請求人の熊井正徳氏が主張している 1253-72 に相当する土地(1253 番 92)及びその周辺の土地について、県が寄付を受けた記録は存在しない。

6 結論

以上のとおり、請求人の主張は事実と異なり理由がないことから、本請求は棄却又は却下されるべきである。

(注) 意見書原文に即して記載した。

また、監査対象機関は、令和 6 年 7 月 5 日に自治法第 242 条第 8 項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。
(意見等)

- ・ 請求人が県有地であると主張する区域が県有地ではない根拠は、登記簿に記載された所有者が県ではないこと及び下田土木事務所に保管してある寄付申込顛末簿に県に寄付された記録がないことである。
- ・ 請求人が県有地であると主張する区域に隣接している1253番73は、道路の敷地であると考えている。
- ・ 請求人が県有地であると主張する区域は道路構造物ではないと認識している。その場合でも道路区域に設定している場合があるので確認したところ、道路区域に入っていなかった。また、民間の所有であり、道路とは関係のない土地である。

5 監査対象機関への聞き取り調査結果（要旨）

令和6年7月2日に今回の請求の対象となった区域の現場において、監査対象機関（下田土木事務所）から聞き取りを行うとともに、同日に監査対象機関（下田土木事務所）において、寄付申込顛末簿、関係図面、訴訟記録等の確認及び内容の聞き取りを行った。また、令和6年7月11日に監査対象機関（道路保全課）から聞き取りを行った。それらの内容は、監査対象機関の意見書や陳述での意見等の内容を除くと、次のとおりである。

- ・ 寄付申込顛末簿を確認したが、請求人が県有地であると主張する区域について県が寄付を受けた記録はない。
- ・ 請求人が寄付をしたと主張する a 氏は、現在の1253番73を道路用地として寄付しているが、請求人が県有地であると主張する区域は寄付の範囲に含まれていない。
- ・ 請求人が県有地であると主張する区域において、境界杭を見つけることはできなかった。
- ・ 請求人が県有地であると主張する区域について、平成23年（ワ）第714号境界線確定請求事件（静岡地方裁判所）の判決は、公図には1253番92の土地の南側には県所有地の記載はなく、1253番92の土地が旧地番1253番7の土地から分筆された経緯や上記分筆に際し作成された道路管理区域確認図や地積測量図などからも、1253番92の土地の南側に県所有地が存在するとの事実は窺われないと判示している。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(i) 請求人が県有地と主張する区域

ア 請求人が県有地であると主張する区域は、現在の公図及び登記記録によれば地番は1253番92であり、株式会社ジールワールドワイドが平成25年12月20日に売買により取得し所有している。

イ 請求人が県有地であると主張する区域に隣接する1253番73は登記記録上は建設省の所有となっている。

ただし、当該区域については、平成17年3月31日に道路法第90条第2項の規定に基づき、静岡県が国から譲与を受けている。

ウ 監査対象機関（下田土木事務所）が保有する寄付申込顛末簿（昭和47年～）には、請求人が主張する昭和51年6月21日の静岡県に対する当該区域の寄付の記録はない。

(2) 現在の 1253 番 92 を含む旧地番 1253 番 7 の区域に係る境界確定

現在の 1253 番 92 を含む平成7年当時の地番 1253 番 7 の区域について、平成7年10月26日に分筆登記手続きの一環として、当時の所有者から静岡県に対し県道土地と当時の地番 1253 番 7 の土地との境界確定の申請があり、平成7年11月13日に道路管理者である静岡県等の立ち会いの下、境界確認が行われた。静岡県は平成8年3月6日付けで所有者に対し現地立会いに基づいて境界を明示した土地家屋調査士作成の道路管理区域確認図を交付した。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人が主張する区域が県有地であるか否か

請求人が主張する区域が県有地であるか否かについて次のとおり判断する。

- ・ 請求人は、現在の 1253 番 92 の一部が静岡県に寄付されていると主張するが、措置請求書や補正書、意見陳述において、その根拠は図面に示していると述べるのみであり、請求人の主張を裏付ける客観的事実は確認できず、静岡県が寄付を受けたとする明確な根拠はない。また、補正書では地積境界標識があったと主張するが、当該標識があったとする根拠は確認できない。
- ・ 監査対象機関（下田土木事務所）が保有する寄付申込顛末簿（昭和47年～）には、請求人が主張する昭和51年6月21日の静岡県に対する当該区域の寄付の記録はなく、他に寄付があったとする事実も認められない。
- ・ 原告熊井正徳と被告静岡県との間の平成23年（ワ）第714号境界線確定請求事件における平成24年8月29日静岡地方裁判所判決において、「原告も自認するとおり、公図には 1253 番 92 の土地の南側には被告所有地の記載はなく、1253 番 92 の土地が旧地番 1253 番 7 の土地から分筆された経緯や上記分筆に際し作成された本件確認図（※上記1(2)記載の道路管理区域確認図）や地積測量図などからも、1253 番 92 の土地の南側に被告所有地が存在するとの事実は窺われない。また、原告が、1253 番 92 の土地の南側に被告所有地があることを示す証拠の1つとする国道境界プレートの向きについても、弁論の全趣旨によれば、国道境界プレートは国道135号線の管理者である静岡県が 1253 番 92 の土地との境界を明示するために設置したものであること、国道135号線と 1253 番 92 の境界は、1253 番 92 側の縁石の端にあり、国道135号線側はL字側溝状のくぼみとなっているため、通常の向きでの設置が困難であったことが認められ、国道境界プレートの向きをもって 1253 番 92 の土地の南側に被告所有地が存在するということとはできない。」と判示されており、請求人は上訴することなく同判決は確定している。また、今回の措置請求において新たな事実の提示もない。

以上のことから、請求人が主張する区域に県有地が存在するとは認められない。

(2) 自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」は存在するか。

(1)に記載したとおり請求人が主張する区域に県有地が存在するとは認められない。

したがって、「財産の管理を怠る事実」は存在しない。

3 結論

以上のことから、県には「財産の管理を怠る事実」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。